



田中 弘 議員

衆議院選挙区の変更

問

今回の4区への編入は、地域性、生活圏域の配慮なく、一票の格差を是正する区割り改正である。

一層の定数削減や抜本的な選挙制度改革に向けた行動を起こすべきではないか。

答 山先副市長

衆議院の小選挙区定数を0増5減する区割り法案は、平成25年6月に衆議院本会議で再可決され、結果として、本市はこれまでの第2区から、第4区に編入されることになった。

平成25年2月には単な

る人数合わせの区割りではなく、市民の声を反映した区割り変更とするよう、知事宛てに意見書を提出し、市議会においても同様の趣旨の意見書提出を行っているが、結果は区割り法案どおりとなった。今後民主主義の根幹である選挙制度の抜本的改革について、市民とともに要望していきたい。

地域事務所の充実を

問

総務省は、合併自治体を支援するため、支所数に応じ地方交付税を加算する方針を固めた。

伊予市組織条例の一部を改正する条例にあわせて、地域事務所の体制はいかに対応されるのか。

答

武智市長

現在は、支所として位置付け、7人ないし8人を配置し、地域住民への総合的な行政サービスを

提供する部署としている。

現在、本市の行財政改革の一つである組織のスリム化や職員の削減等を考慮すると、人員増による充実は難しい。職員数は大幅に削減したが、将来にわたり地域事務所が中山・双海両地域を支える拠点に変わりはない。

具体的な方策は今後検討するが、来年度設置予定の未来づくり戦略室と地域事務所職員が十分な情報共有と業務連携を図り、それぞれの地域が自立していくために支援できる体制を整えたい。



双海地域事務所

議会改革特別委員会

平成26年3月定例会から変わります。

議会改革特別委員会において調査・検討した結果、次のとおりの取り扱いとなりますので、ご留意ください。

■請願・陳情の受理と付託時期

定例会開会の3日前（土、日、祝日を除く）の午後5時までに受理したものは、当該定例会において各所管の常任委員会に付託する。

■陳情の取り扱い

議長は、次のいずれかに該当する場合、議会運営委員会に諮り、審査除外とすることができ。①違法行為又は公序良俗に反する行為を求めるもの。②個人や団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、及び当該個人等に謝罪や一定の行為を求めるもの。③係争中の

裁判事件に関するもの。

④市職員に対し、懲戒、分限等の処分を求めるもの。⑤既に受理された陳情の提出者から同趣旨、かつ先に受理された陳情の受理日から起算して1年以内に提出されたもの。

ただし、特段の状況変化が生じたことにより、審査を要すると認められるものを除く。⑥執行部に同時期に同内容の書類が提出されたもの。ただし、特に議会における陳情等審査の必要性を認める場合を除く。⑦国及び他の

地方公共団体が行った行政処分に関し、その処分の取り消しを求めるものなど、伊予市の権限外の事項で、かつ審査になじまないものを願意とするもの。⑧郵送によるもの。ただし、陳情者が伊予市に住所を有する者からの陳情であれば請願と同様に取り扱う。⑨議会の審査になじまないものと判断されるもの。